第228回福岡県都市計画審議会議案

議案番号	議案名
第3769号	福岡都市計画区域、古賀都市計画区域、新宮都市計画区域、久山都市計画区域、篠栗都市計画区域、筑紫野都市計画区域、太宰府都市計画区域、那珂川都市計画区域、福間都市計画区域、宗像都市計画区域、前原都市計画区域、志摩都市計画区域、須恵都市計画区域、宇美都市計画区域、津屋崎都市計画区域、二丈都市計画区域、夜須都市計画区域及び甘木都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)について
第3770号	北九州都市計画区域、中間都市計画区域、苅田都市計画区域、芦屋都市計画区域、水巻都市計画区域、岡垣都市計画区域、遠賀都市計画区域、行橋都市計画区域、豊前都市計画区域、吉富都市計画区域、椎田都市計画区域及び豊津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)について
第3771号	久留米都市計画区域、小郡都市計画区域、大牟田都市計画区域、北野都市計画区域、 大刀洗都市計画区域、八女都市計画区域、大川都市計画区域、瀬高都市計画区域、筑 後都市計画区域、三潴都市計画区域、柳川都市計画区域、黒木都市計画区域、広川都 市計画区域及び立花都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定) について
第3772号	飯塚都市計画区域、稲築都市計画区域、山田都市計画区域、直方都市計画区域、宮田 都市計画区域、田川都市計画区域、添田都市計画区域、川崎都市計画区域、鞍手都市 計画区域、小竹都市計画区域及び桂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 変更(福岡県決定)について
第3773号	福岡都市計画区域、古賀都市計画区域、新宮都市計画区域、久山都市計画区域、篠栗都市計画区域、筑紫野都市計画区域、太宰府都市計画区域、那珂川都市計画区域、福間都市計画区域、宗像都市計画区域、前原都市計画区域及び志摩都市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3774号	宇美都市計画区域及び須恵都市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3775号	甘木都市計画区域及び夜須都市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3776号	北九州都市計画区域、中間都市計画区域及び苅田都市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3777号	遠賀都市計画区域、芦屋都市計画区域、岡垣都市計画区域及び水巻都市計画区域の 変更(福岡県決定)について
第3778号	行橋都市計画区域、豊津都市計画区域、椎田都市計画区域、豊前都市計画区域及び吉富都市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3779号	久留米都市計画区域及び小郡都市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3780号	北野都市計画区域及び大刀洗都市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3781号	八女都市計画区域、大川都市計画区域、瀬高都市計画区域、筑後都市計画区域、柳川 都市計画区域、黒木都市計画区域、広川都市計画区域、立花都市計画区域及び三潴都 市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3782号	飯塚都市計画区域、添田都市計画区域、桂川都市計画区域、田川都市計画区域、稲築 都市計画区域、小竹都市計画区域、山田都市計画区域、直方都市計画区域、川崎都市 計画区域、鞍手都市計画区域及び宮田都市計画区域の変更(福岡県決定)について
第3783号	都市計画の名称の変更(福岡県決定)について
第3784号	都市計画の名称の変更(宮若市決定)について
第3785号	都市計画の名称の変更(嘉麻市決定)について
第3786号	都市計画の名称の変更(添田町決定)について

第228回福岡県都市計画審議会

委 員 用 資料

平成28年11月29日(火)

(1) 運用方針改定の趣旨

少子高齢化の更なる進展や人口減少社会への移行など、都市を取り巻く環境の変化に 対応するため、新たな福岡県都市計画基本方針を平成27年10月に策定した。

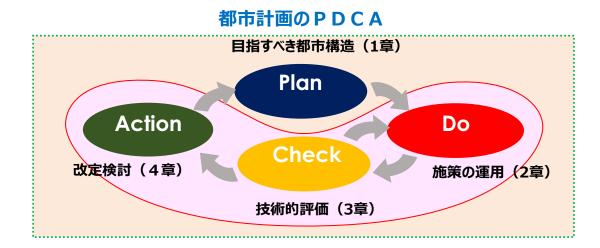
この基本方針で示す「**拠点と公共交通軸が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市**」を目 指し、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送る ことのできる持続可能な都市づくりを推進する。

運用方針は、この持続可能な都市づくりを推進するための具体の都市計画の運用に 関して、県の基本的な考え方を示すものとして改定を行うものである。

(2) 運用方針の編集の考え方

運用方針の編集にあたっての考え方は、次のとおり。

- ・都市計画区域マスタープランに「拠点」に加え「公共交通軸」を位置付けることを踏 まえ、新たに**公共交通軸に関する土地利用制度の運用の考え方**を示す。
- ・これまでの県の基準等についても、新たな基本方針の理念を反映するとともに、最新 の都市計画法や国の運用指針等も踏まえた加除、修正を行う。
- ・運用方針は、**都市計画のPDCA**に基づく構成として編集し、県及び市町村の都市計 画担当者にとって利用しやすいものとする。



(3) 運用方針の構成

運用方針の構成項目		策定年ま たは最終 変更年	備考
1章. 目指すべき 都市構造 (P)	1-1. 拠点と公共交通軸による集約型都市構造の考え方 1-2. 拠点の設定方針 1-3. 公共交通軸の設定方針 1-4. 将来における都市構造を示す指標の設定	新規 H19 新規 新規	基本方針を受け策定 変更なし 基本方針を受け策定 基本方針を受け策定
	2-1. 区域区分の変更に係る方針	H22	基本方針を受け修正
	2-2. 用途地域等の運用ガイドライン	H11	基本方針を受け修正 法、運用指針による修正
	2-3. 福岡県大規模集客施設の立地基準	H19	基本方針を受け修正
	2-4. 公共交通軸沿線における用途見直し方針	新規	基本方針を受け策定
	2-5. 市街化調整区域における地区計画ガイドライン	H21	基本方針を受け修正
2章. 施策の運用 (D)	2-6. 都市計画道路の沿道における土地利用の考え方	新規	基本方針を受け策定
	2-7. 都市計画道路の変更に係る方針	H17	基本方針を受け修正
	2-8. 工業用地土地利用調整の仕組み	Н26	変更なし
	2-9. 都市計画提案制度マニュアル	H17	法による修正
	2-10. 県と市町村の標準的な協議の実施方法	H23	変更なし
	(別冊) 開発許可基準	H24	基本方針を受け修正
	3-1. 都市計画基礎調査について	H24	要領改正による修正
3章. 技術的評価 (C)	3-2. 都市構造可視化について	新規	基本方針を受け策定
	3-3. データの入手方法について	新規	基本方針を受け策定
4章. 改定検討 (A)	4-1. 福岡県都市計画審議会専門委員会の設置・運用	新規	基本方針を受け策定

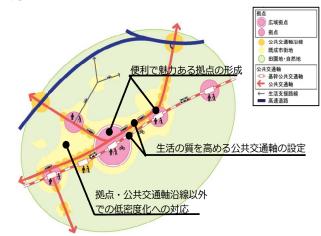
(4) 運用方針の主なポイント

【1章 目指すべき都市構造】

これまでの都市機能(居住、商業、業務、文化、福祉、行政等)が拡散する都市構造から都市 機能を「拠点」や「公共交通軸」沿線に誘導する持続可能な都市構造への転換を図るための考え 方を示す。

〇拠点と公共交通軸による持続可能な都市構造の考え方

- ・さまざまな都市機能が集積し、便利で魅力ある 場、歩いて暮らせるにぎわいの場としての拠点 の形成を図る。
- ・超高齢社会において、車を運転できない人も含 め、公共交通により都市機能にアクセスできる よう拠点間を結ぶ公共交通軸を設定し、さらに 軸沿線にも都市機能を誘導することにより、拠 点の都市機能の補完と公共交通の維持を図る。



拠点(平成20年に都市計画区域マスタープランに記載(広域拠点・拠点:111か所)) に加えて、今回、基幹公共交通軸は鉄軌道を、公共交通軸はバス路線をそれぞれベース に選定し、都市計画区域マスタープランに新たに追加設定。

【4章 改定検討】

今後の社会経済状況の変化や都市の動向、都市計画法等の法改正への対応や都市計画にかかる施 策の運用(Do)と技術的評価(Check)を踏まえ、本運用方針等の点検や大規模集客施設の立地評価 を適切に実施する。

これらの実施に当たり、専門的見地からの意見を反映させる仕組みとして、都市計画審議会の下 に専門委員会を設置し、検討を行う。

- ○福岡県都市計画審議会専門委員会(持続可能な都市づくり専門委員会(仮称))の設置・運用 (所掌事項)
 - ・都市計画の運用方針、都市計画区域マスタープランの見直しに関すること。 (市町村による都市計画行政の運用状況を踏まえた県の方針の点検(公共交通軸の追 加、変更等)。
 - ·大規模集客施設の立地評価(公共交通軸との接続性の評価を含む。)に関すること。

【2章 施策の運用】

目指すべき都市構造 (Plan) を実現するために必要な施策(具体の都市計画) の運用に関す る県の考え方、方針、基準を示す。

〇福岡県大規模集客施設の立地基準

以下の土地利用方針に基づき、大規模集客施設の適正立地を図る。

- ①「広域拠点」における土地利用の方針 広域的で多様な都市機能として必要な大規模集客施設を積極的に誘導。
- ②「拠点」における土地利用の方針 身近な地域における都市機能として、立地の影響が一つの市町村内に留 まる程度の大規模集客施設(商業施設では、10,000㎡以下など)を誘導。
- ③「広域拠点・拠点以外の地域」における土地利用の方針 広域拠点・拠点以外の地域は、原則、大規模集客施設の立地を抑制。

④「基幹公共交通軸」・「公共交通軸」沿線における土地利用の方針 広域拠点または拠点の都市機能の補完と公共交通を維持する目的で、基 幹公共交通軸・公共交通軸上の駅やバス停から安全かつ快適にアクセスで きる大規模集客施設について立地を許容(接続性を評価)。

現行 0

・プラ

今 回 追加

【3章 技術的評価】

施策の運用(Do)によって、どのような都市づくりが進められているかについて、市町村を含め た都市計画の動き、民間開発の動き等を把握し、その効果を評価、検証することが必要である。

これらの評価、検証に当たっては、定期的に実施される法定の**都市計画基礎調査**や個別の施策 を適切に評価できる手法等を用いて分析を行うことが重要であり、それらの結果を踏まえ、必要 に応じて、**PDCAサイクル**へフィードバックさせることが求められる。

〇都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎調査について、 実施方法、調査項目、県と市町村との 分担等について、都市計画基礎調査実 施要領(国土交通省H25.6 改定)に 準拠して見直す。

○都市構造の可視化ウェブサイトの運用



「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」及び都市計画区域の変更について(概要)

持続可能な都市づくりを効果的に進めるため、4つの広域都市圏ごとに 都市計画区域マスタープランを策定、合わせて都市計画区域も再編

県と市町村の役割分担を踏まえた都市計画の方針として策定

都市機能(居住、商業、業務、文化、福祉、行政等)が拡散する都市構 造から、都市機能を「拠点」や「公共交通軸」沿線に誘導する持続可能 な都市構造への転換

【広域都市圏のマスタープランとして策定】

交通基盤やモータリゼーションの進展により、通勤、通学、買い物、 レクリエーション等の日常の生活行動が市町村界を越えて広がってい ること、また、人口減少が進む小都市においては、都市機能の相互補 完など市町村連携がより重要になることから、4つの広域都市圏ごと に都市計画区域マスタープランを策定し、広域的な枠組みによる都市 づくりに取り組む。

福岡都市圏

都市計画区域マスタープラン

筑豊都市圏

北九州都市圏

都市計画区域マスタープラン

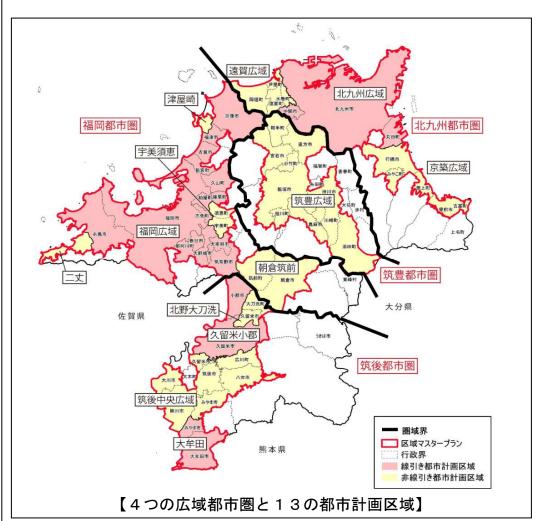
都市計画区域マスタープラン

筑後都市圏

都市計画区域マスタープラン

【都市計画区域の再編】

広域都市圏ごとに、区域区分(いわゆる「線引き」)の有無によ り都市計画区域を再編(55 都市計画区域 ⇒ 13 都市計画区域)。



【県と市町村の都市計画の役割分担イメージ】

福岡県都市計画基本方針

★県が県土全体の視点から策定

- 定める事項 ・都市づくりの基本理念及び目標
- ・持続可能な都市づくりのイメージ
- 都市づくりの戦略

目標等の共有

都市計画区域マスタープラン

- ★県が広域的視点から圏域の都市計画 の基本的な方針を策定
 - 県土全体の視点から見た圏域共通の課 題や目標像
- 広域的課題調整に必要な事項
- ・広域的都市づくりの方針
- 区域区分の有無及び方針
- ・主要な都市計画の決定の方針 (拠点、公共交通軸、土地利用、 都市施設、市街地開発事業、自 然的環境·景観 等)

【関係する具体的な都市計画等】

- ●都市計画の基本的な方針(主要な土 地利用、都市施設等)
- ●広域的な影響を与える可能性のあ る都市計画の調整
- 鉄道を核とした「公共交通軸」
- 大規模集客施設の立地を可能とする 都市計画
- ・火葬場、ごみ処理場など供給・処理 施設の都市計画
- ●県が定める都市計画
- 国・県が管理する道路
- 国・県が設置する公園
- 鉄道、主要な河川や空港
- ●市町村の定める都市計画の協議・同 意の判断基準

情報の共有化、 計画の整合性及び調整

市町村マスタープラン

★市町村が**地域に密着した視点**から

市町村の都市計画の詳細な方針を策定

- 市町村の都市将来像
- ・都市経営の観点に立った都市政策 (土地利用、都市施設、拠点整備、 自然・景観 等)
- 地区別の将来像
- ・地区別の整備課題や整備方針
- ・住民参加の促進に必要な事項 等

- 区域区分、臨港地区

- ・2以上の市町村にわたる風致地区

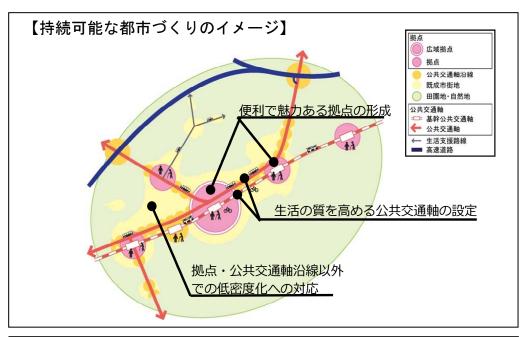
【関係する具体的な都市計画等】

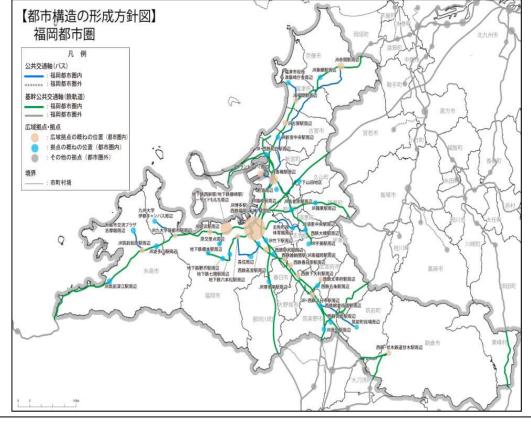
- ●市町村が定める都市計画
- · 地域地区(用途地域、防火地域、風 致地区 等)
- · 都市施設(道路、公園、下水道 等)
- ·市街地開発事業
- ・地区計画
- ・住民等からの都市計画提案 等

【拠点と公共交通軸による持続可能な都市づくりの推進】

現行の都市計画区域マスタープランで設定している「広域拠 点・拠点*1」に加えて、今回、新たに「基幹公共交通軸・公共交 通軸**2」を位置付け、拠点や公共交通軸沿線に都市機能を誘導す ることで、持続可能な都市づくりを推進する。

- ※1) 平成 20 年に、111 か所を設定
- ※2) 基幹公共交通軸は鉄軌道を、公共交通軸はバス路線をそれぞれベース に選定





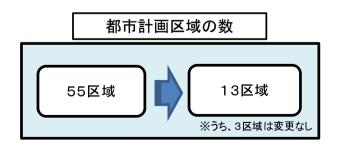
都市計画区域の再編(新旧表)

都市計区域			区域マス	都市計画 区域名
福	岡			
古	賀			
新	宮			
久	山			福岡広域
篠	栗			田内石头
筑 紫	野		福	
太宰	府		岡	
那珂][[5//	都	
福	間		市 圏	
宗	像			
前	原			
志	摩			
宇	美			宇美須恵
須	恵			, , , , , _
津屋	崎			津屋崎
夜	須			
甘	木			朝倉筑前
	丈			二 丈

都市計画			都市計画
区域名		区域マス	区域名
北九州			
中間			北九州広域
苅 田			
芦屋		北	
水 巻		九	遠賀広域
岡垣		州	是英本场
遠賀	-7/_	都市	
行 橋	/	圏	
豊前			
吉 富			京築広域
椎田			
豊津			

飯	塚			
稲	築			
山	田			
直	方		给	
宮	田		筑 豊 都 市	
田	Ш		都	筑豊広域
添	田	L //	圏	
JII	崎	7	<u> </u>	
鞍	手	r		
小	竹			
桂	Л			

都市計画区域名	区域マス	都市計画
		区域名
久留米 小郡		久留米小郡
大牟田		大牟田
八 大 城 第 ボ 第 川 末 川 木 ボ サ 大 大	筑後都市圏	筑後中央広域 北野大刀洗



都市計画の名称の変更(概要)

<都市計画の名称の変更>

議案第3783号~3786号(福岡県、宮若市、嘉麻市、添田町)

→ 市町の都市計画審議会がないため、県の審議会にて審議

<都市計画区域の変更に伴う名称変更におけるルールの設定>

都市計画区域の名称の変更に伴い、番号の重複が生じないよう以下のルールで都市計画(道路、公園、下水道など)の名称を変更するものです。

【道路】

(変更前)

道路種別 ・ 道路幅員 ・ 通し番号



(変更後)

道路種別 ・ 道路幅員 ・ 旧都市計画区域ごとの番号 (右表①) - 通し番号

【公園】

(変更前)

公園種別 ・ 公園規模 ・ 通し番号



(変更後)

公園種別 ・ 公園規模 ・ 市町ごとに割り当てた番号 (右表②)

【道路・公園以外】

都市計画区域名を旧から新へ置き換え

例) 筑後都市計画区域が新たに<mark>筑後中央広域</mark>都市計画区域となるため、以下のように都市計画の 名称が変わります。

名称

変更

筑後都市計画区域内の都市計画

《道 路》

筑後都市計画道路

3・3・1前津久富線

3・4・3前津長浜線 等

《公園》

筑後都市計画公園

9・6・1筑後広域公園

《下水道》

筑後都市計画下水道

筑後中央広域都市計画区域内の 都市計画

《道 路》

筑後中央広域都市計画道路

3 · 3 · 2 5 - 1 前津久富線

3 · 4 · <mark>2 5 - 3</mark> 前津長浜線 等

《公園》

筑後中央広域都市計画公園

9 · 6 · <mark>5 0 0 1</mark> 筑後広域公園 《下水道》

筑後中央広域都市計画下水道

(別表)

岡垣

遠賀

行橋

50

51

旧都市計画 区域名	1	市町名	2
	'	福岡市	1 ~ 1400
		大野城市	3001 ~ 3400
福岡	1	春日市	2001 ~ 2200
		志免町	4001 ~ 4200
		粕屋町	1401 ~ 1600
古賀	2	古賀市	1901 ~ 2000
新宮	3	新宮町	1701 ~ 1800
久山	4	久山町	1801 ~ 1900
篠栗	5	篠栗町	1601 ~ 1700
筑紫野	6	筑紫野市	2201 ~ 2400
太宰府	7	太宰府市	2401 ~ 2600
那珂川	8	那珂川町	2601 ~ 2700
福間	9	福津市	5301 ~ 5600
宗像	10	宗像市	5001 ~ 5300
前原	11	<i>,</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0001 0500
志摩	12	糸島市	6001 ~ 6500
須恵	13	須恵町	7201 ~ 7400
宇美	14	宇美町	7001 ~ 7200
津屋崎	15	福津市	5601 ~ 5800
夜須	16	∕∕∕ ≟∕∵⊪-	0201 0700
11.1	17	筑前町	8301 ~ 8700
甘木	17	朝倉市	8001 ~ 8300
二丈	18	糸島市	6501 ~ 6700
北九州	44	北九州市	1 ~ 2000
中間	45	中間市	2001 ~ 2500
苅田	46	苅田町	3001 ~ 3200
芦屋	47	芦屋町	4001 ~ 4200
水巻	48	水巻町	4201 ~ 4400

岡垣町

遠賀町

行橋市

4600

4800

5500

4601 ~

5001 **~**

旧都市計画	1	ᆂᄧᄼ	@	
区域名		市町名	2	
豊前	52	豊前市	6001 ~	6500
古富	53	吉富町	8001 ~	8200
椎田	54	築上町	8201 ~	8400
豊津	55	みやこ町	7001 ~	7200

久留米	19		1 ~	800
三瀦	30	久留米市	801 ~	900
北野	31		901 ~	1000
小郡	20	小郡市	1001 ~	2000
14 m	0.1	大牟田市	9001 ~	9500
大牟田	21	みやま市	8501 ~	9000
八女	22			
黒木	27	八女市	4001 ~	4900
立花	29			
大川	23	大川市	6001 ~	6500
瀬高	24	みやま市	8001 ~	8500
筑後	25	筑後市	5001 ~	5500
柳川	26	柳川市	7001 ~	7500
広川	28	広川町	3001 ~	3200
大刀洗	32	大刀洗町	2001 ~	2200
	=			

飯塚	33	飯塚市	1001 ~	1500
稲築	34	東 庇士	2001	2400
山田	35	嘉麻市	3001 ~	3400
直方	36	直方市	4001 ~	4500
宮田	37	宮若市	6001 ~	6500
田川	38	田川市	7001 ~	7500
添田	39	添田町	8001 ~	8200
川崎	40	川崎町	8201 ~	8400
鞍手	41	鞍手町	5001 ~	5200
小竹	42	小竹町	5201 ~	5400
桂川	43	桂川町	2001 ~	2200

市町からの意見

対象	都市圏名	市町名	該	当頁	意見の要旨	対応等	
	北九州都市圏	吉富町	P12	将来像図	「北九州都市圏将来像図」における県境を越える「連携軸」において、豊前市及び吉富町から大分県中津市方面に伸びる矢印が分かりにくい。	修正済み	
					JR「船小屋駅」をJR「筑後船小屋駅」に、語句訂正	修正済み	
都市計画区域					新幹線筑後船小屋駅位置の記載漏れ	修正済み	
マスタープラン の変更	笠 後 都 古 圏	ht 44 	所後都市圏 筑後市 P13 将来像図 JR筑後船小屋駅位置の修正 国道442号の表記位置の修正 八女ICの名称記載漏れ		JR筑後船小屋駅位置の修正	修正済み	
	巩液部川图 以			P13		国道442号の表記位置の修正	修正済み
					八女ICの名称記載漏れ	修正済み	
					IC取付道路形状を修正	修正済み	

対象	都市圏名	市町名	該当頁	意見の要旨	対応等
都市計画区域 の変更				意見なし	

対象	都市圏名	市町名	該当頁	意見の要旨	対応等
都市計画の 名称変更				意見なし	

次回見直しに向けての参考意見

対象	都市圏名	市町名	内容等	今後の対応
	北九州都市圏	芦屋町	公共交通軸の追加設定について (「正門通り商店街周辺-JR折尾駅」について)	市町の都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画等を踏まえ、また、都市の動向を把握しながら、市町との協議、検討を行っていく。
都市計画区域 マスタープラン	筑後都市圏	筑後市	筑後船小屋駅周辺を広域拠点(拠点)とできないか。	
			羽犬塚駅西側を含めた広域拠点区域の見直しを行いたい。	
			国道442号を公共交通軸として追加できないか。	